

会 議 録

会議の名称		令和6年度第1回 石狩市福祉有償運送運営協議会
開催日時		令和6年9月17日（火） 開会：14時00分 閉会：14時50分
開催場所		石狩市役所 2階 201会議室
出席者	委 員	富木 浩司、佐々木 拓哉、中原 義史、安保 隆之、田畑 博、佐藤 則幸、 經 亀 真利（7名）
	事務局	福祉総務課長 佐々木 宏嘉、福祉総務課主査 宮原 和智、 福祉総務課主事 大口 沙也
	申請者	・一般社団法人 We a p o n t o l i v e
傍聴者数		0名
会議次第		1. 開 会 2. 議 題 （1）更新登録申請について ・一般社団法人 We a p o n t o l i v e 3. その他 4. 閉 会
審議経過		別紙のとおり

確定年月日	会議録署名
令和6年12月26日	富 木 浩 司

1. 開会

○ 事務局

定刻となりましたので、これより令和6年度第1回石狩市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

会長が決まりますまで会議進行を務めます福祉総務課長の佐々木です。よろしくお願いします。

今回は、委員改選後初めての会議となります。委嘱状は、6月に送付させていただいておりますが、委員就任についてご承諾いただき改めてお礼申し上げます。任期は令和6年6月1日～令和8年5月31日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは大変恐縮ですが、佐藤委員から順にお願いいたします。

(簡単に自己紹介)

最後に事務局職員を紹介します。

改めまして福祉総務課長の佐々木です。主査の宮原です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議次第に沿って進めさせていただきます。

これより令和6年度第1回 石狩市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

(委員名簿を机上配付しておりますが、) 事前に野田委員、竹内委員、荻野委員から欠席のご連絡を受けております。

委員の過半数の出席がございますので、石狩市福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条第5項の規定によりまして、本協議会が成立していることを報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、石狩市福祉有償運送運営協議会設置要綱、「一般社団法人 We a p o n (ウェンポン) t o (トゥ) l i v e (リブ)」さまの更新登録申請書を、本日、机上配付しております。加えて、本日の「その他」のところで経亀委員からご説明があるということで、「自家用有償旅客運送について」という資料と、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安について」という事務連絡を併せて配付させていただいております。

また、事前に「申請団体の概要」と国土交通省発行の「福祉有償運送ガイドブック」を送付させていただきます。

不足がありましたら事務局までお申し付けください。

なお、本日配付しております資料のうち、審査団体関係者の個人情報等が掲載されている更新登録申請書につきましては、審議終了後に回収させていただきますのでよろしくお願いします。

2. 会長選出

○ 事務局

続きまして、会議次第「2 会長選出」でございます。

運営協議会設置要綱第5条第1項の規定によりまして「会長は委員の互選により決定する」こととなっておりますが、委員の皆様からのご提案はございますか。

(事務局一任)

事務局一任とのお声がありました。皆様よろしいでしょうか

(異議なし)

異議なしとのお声がありましたので、石狩市福祉部長の富木委員を会長に選出したいと思います。

それでは、これからの進行を富木会長にお願いします。

3. 議題（更新登録申請について）

【一般社団法人 We a p o n t o l i v e (ウェンポン トゥ リブ)】

○ 富木会長

それでは本日の議題に入りたいと存じます。本日の議題は、更新登録申請1件となっております。よろしくご審議いただきたいと存じます。

ご審議の前に、委員の皆様一言お願い申し上げます。

本協議会は公開となっておりますが、申請書類等に審議対象団体関係者の個人情報等が含まれているものもございますので、審議内容に関しましては、秘密厳守の程、よろしくお願い申し上げます。

議事を進めてまいります。

はじめに、事業者「一般社団法人 We a p o n t o l i v e」より、申請内容のご説明をお願いします。

○ 申請団体（一般社団法人 We a p o n t o l i v e）

Weapon to live^{あずま}の東と加藤と申します。東の方からご説明させていただきます。
A3 資料を見ていただき、書いてある内容を1つずつ確認させていただきます。

項目1の実施主体、福祉有償運送については後ほど経亀さんから説明があると思います。
一般の会社や法人だとできず、NPO や社会福祉法人等の非営利団体しか申請ができないもので、
うちは一般社団法人となっております。

運送地域は石狩市と江別市、札幌市となっており、江別市と札幌市については先に運営協議会を開いていただき、更新申請をさせていただいております。

3番目、車両ですが、法人が所有している車があります。セダンと軽自動車も1台含まれてお

ります。その中にヘルパーの持込の車があり、更新登録申請書の方にも書かれていますが、ヘルパーと契約を結び、所有している車を借上げ、移動の運送に使わせていただいています。保険証券や車検証も入っています。

4番目になります。旅客の範囲について、弊社は登録を受けてまだ2年目の経歴しかなく、最初はほぼゼロに近い会員数から今は16名まで増えています。その中身に関してはここに書かれているとおりで札幌、石狩、江別それぞれに会員がおります。弊社は江別市野幌を拠点に事業を展開していますので江別市が多少多くなります。

その下の5番、運転者要件も登録申請書の方に資料が含まれています。運転者4名おまして、全員「介護福祉士」を持っています。うち1名は「2種免許」を持っています。残り3名は国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了しております。

次、5番の運行管理者等について、運行管理者の責任者選任済みということで今現在も加藤となっております。自動車の運行管理体制整備済みと書かれています。運転者台帳作成設置済み、これも設置をしております。運転者証作成もしております。あてこの「実施している」「表示している」等は左側の項目部分に例えば「運転管理者の業務」のところで「イ」～「チ」まで「実施している」と確認しています。「表示している」は「自動車に関する表示」の「イ」～「ハ」に関し「表示している」と確認しています。次に旅客の名簿です。名簿を作成し鍵付き書庫に保管をしております。

次に7番「整備・管理」のところで整備・管理責任者を選任しています。また、整備・管理体制を整備済みと確認しています。

次に8番「事故の対応」について、今のところ2年間事故は一切ありません。運転者についても無事故・無違反です。中身として事故対応責任者選任済みです。事故発生時連絡体制整備済みとなっております。保険も対人無制限、対物無制限です。他の市町村に確認をした際、運転者の中に車の保険の方で登録申請書には入っているが、年齢が若い方が1人いて、その方は法人の持っている車の保険では適用になっていないが大丈夫なのか？と指摘を受けたが、その方は自分の持ち込んだ車両を運転しているので保険の対象になっており、心配いただくなくて大丈夫かと思っています。

次、9番「苦情処理体制」について、他の市町村の委員の方に「事故や苦情はないですか？」と指摘をいただきましたが今のところ苦情は入っておりません。苦情処理責任者選任済みです。苦情処理体制の整備、この整備の体制表についても更新の登録申請書の方に載っていますのでご確認願います。

対価についても同じくこの資料の中に入っています。基本料金が300円、走行料金1キロ300円で2キロまで、初乗り料金です。走行料金1キロごとに100円加算になります。先程からお話しさせていただいているとおり、2年間やってきて間がないため、ご指摘様々受けまして、そのたびに勉強になっています。改めて持ち帰り、委員の方からのご指摘に対してキチンと体制なり、仕組みを作っていくとお答えさせていただいています。先程お話しした2回の実績報告を運輸支局にさせていただいておりますが、令和4・5年度の2年間しかまだ実績がなく、その中

身について簡単に説明させていただきます。今、会員数は16名まで増えていますが当初年度はまだまだ非常に少なく、走行キロを合計して何キロ走ったかですが、令和4年度は2,075キロ、令和5年度は会員数も伸びて走行キロが3,195キロと報告させていただいております。以上です。

○ 富木会長

ありがとうございます。

ただいま、事業者からのご説明をいただきました。

関係資料として、更新登録申請書を本日配付しておりますが、少しボリュームがありますので5分程度資料の中身について確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(申請書類等確認)

○ 富木会長

みなさま確認はよろしかったでしょうか。申請内容について、ご質問等はございますか。

○ 田畑委員

はい、2点あります。まず1点目は「無事故・無違反」を引き続き継続するために、運行安定の確保について運転手に対する研修等が定期的に行われているのか、それから対価の件ですが、配付されている資料の自家用有償旅客運送の運用改善で対価の目安がタクシー運賃の約8割と変更になっております。これまでは約2分の1が目安でしたが、8割となり、この基本料金300円と1キロ毎に100円の加算ですが、まだガソリン代も高騰している中でこの基本料金でやっていけるのでしょうか、この2点をお尋ねします。

○ Weapon to live

はい、ありがとうございます。

まず1点目の安全運転の講習に関してですが、先ほども申し上げたとおり私の方で運行管理者の基礎研修を受けさせていただきました。運行管理者は5台以上の車を登録した場合に必要なようですが、うちはまだ3台で基準には達していませんが、法令順守ということで法人がお金を出し基礎研修を受け、試験も受けました。また、運行管理者が休みのときは補助者が必要になります。その補助者もうちの方で、運転手は4人しかいませんが補助者として12月に基礎研修を受ける予定です。それ以外、月1回のミーティングを行い、ヒヤリ・ハットや私の基礎研修で聞いてきた内容、その際に配られた教則本もありますので法令順守について、研修とまではいきませんが、法人内で行っています。

2点目ですが、タクシーの運賃の8割とのお話がありました。確かに初乗りが300円で1キロ毎に100円の加算は安いと思います。ただ、この金額は2年間の間に改定をさせていただいており、元々は60円でした。この2年間の間にガソリン自体の価格がグングン上がり、どうにもならず、会員の皆様にも納得いただき、併せて運輸支局にも相談し100円に改定しました。

それでも安いとおっしゃられるのはよくわかりますが、うちの場合、同じ野幌の事業所に合同会社でヘルパーステーションを併設しています。どちらかと言うと合同会社で行っている障がいのある方にヘルパーを派遣する事業の方がメインで、それを補足するかたちで、合同会社は営利法人になりますので福祉有償運送の申請はできないため、一般社団法人を同時に立ち上げ福祉有償運送をさせていただいているかたちになります。なので一般社団法人Weapon to liveとして採算が取れるのかという部分に関しては正直、少し難しいところはあるのですが、ボランティアではなく事業として行っていますので採算性に関しては適正な値段にしなくてはならないことは重々わかってはいます。ただ補足的に行っている点を勘案していただきながら私たちの方ももし必要があるならば、2年間の間に改定は行いましたが今後の改定も考えていきたいと思っています。

以上です。

○ 富木会長

他に何か確認事項等ございますか。

○ 安保委員

今まで事故とか苦情はないとのことですが、あった場合のシミュレーション等、確認はされていますか。

○ Weapon to live

はい、日々、運行管理者の下で点呼を行うことになっています。点呼の中で、例えば道路状況とか安全の確認であるとか、あとは今問題になっている飲酒運転の確認はアルコールチェッカーで毎回行うことになっていますので、それは1年間留め置くように法令に書かれていますので行っています。先程、別の委員の方からもご指摘がありました、毎月ミーティングを行ってヒヤリ・ハットをやっていると言う話をさせていただきました。その中で交通事故に関してどういうときに交通事故が多いか、以前ヒヤリ・ハットした事例はこんなときだったと共有はしています。

○ 安保委員

例えば事故があった場合、スムーズに連絡はできるのか。シミュレーションや確認はできているのか。苦情も事故も無いことは素晴らしいことだと思うので、事故等あったときのスムーズな連絡ができるに越したことはない。

○ Weapon to live

おっしゃられるとおりだと思います。今後、4人しか運転手いませんけれど小さい中ですがシミュレーション等を取り入れていきたいと思っています。ありがとうございます。

○ 安保委員

障がいのある方が乗っているとそう言う方々のパニックの方が大きいと思います。
そのときの処理の仕方とかある程度シミュレーションというかたちでやった方が良いのかなと思います。

○ Weapon to live

おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

○ 富木会長

その他ご意見・ご確認等はございませんでしょうか。

○ 佐藤委員

自分の子供ですが知的障害がありまして、昔になります。学生のとくに放課後デイサービスの送迎中に自傷で頭をたたき、腫らして帰ってきたことがありました。運転中だったため自傷行為を止められなかったと従業員の方は言っていましたが、正直止めてほしかったなと思いました。例えば運転に支障があるような、利用者が行動をおこしたとか自傷行為をおこしたときの対応についてどのようになっていますか。

○ Weapon to live

はい、放課後デイの場合は1台の車両に何人かの利用者が乗っていると思います。うちの場合は他の市町村でも確認されましたが、その利用者とヘルパーしか乗っていませんので利用されている方に何かアクシデントがあったとか、もちろん弊社でも強度行動障害の方や行動援護に関するサービスも行っていますので、窓ガラスを割るとか他害をする方などいらっしゃいます。その場合はその方のサービス時間なので、車の中で落ち着くまで一時停車をして対応することになります。それは4人の運転手にも徹底しています。例えば何人かお客様が乗っている場合は難しいと思いますが、弊社の場合はヘルパーなので、1対1でその方の時間なのでその方に合わせて対応させていただいています。

○ 佐藤委員

はい、わかりました。

○ 富木会長

その他、ご確認されたいことはございますか。

○ 経亀委員

運賃の関係で、また改定をする場合は更新期間途中であればこの協議会の中で協議をしていた
だき、その際は石狩市・江別市・札幌市にも声掛けをお願いします。

○ We a p o n t o l i v e

はい、承知しました。

○ 富木会長

ありがとうございます。

他にご質問等ございませんでしょうか。

無ければ、この団体の申請を承認するという事で、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定いたします。

事務局は、本協議会の決定を受け、申請団体に対し合意文書を交付するとともに、団体におか
れましては、この後の申請事務手続を速やかに行っていただくようお願いします。

4. その他

○ 富木会長

続きまして、会議次第の「4. その他」につきまして、みなさまにかございますでしょうか。

○ 経亀委員

昨年12月と今年4月に自家用有償旅客の関係で変更がございましたので、ご説明させてい
ただければと思います。

自家用有償旅客運送制度の概要について、こちらの協議会の中で行っていますのでご存知だ
と思いますが、平成18年から制度が始まっており、市町村や法人が自家用車を活用して、お
金を取って旅客を運送するというもので、石狩市で言うと地域公共交通活性化協議会
または福祉有償運送運営協議会の中で認められているというかたちになっています。

「交通空白地」ということで、石狩市では浜益地区や厚田地区などで行っていますが、公
共交通空白地有償運送というものもあります。福祉有償運送と併せて3千以上の団体、2
万近い車両が全国で利用されています。

自家用車なので1種運転免許でも構いませんが、講習を受講していただき、運送の対価
については実費の範囲内で行っていただくかたちになっています。

平成18年からなので15年ほどたっていますが、昨今はバス事業者では運転者不足で
路線が廃止になったり、タクシーの運転者不足で繁忙期や冬期間はなかなか呼んでも来
ないなど、地域公共交通が難しくなっている中で、自家用車を活用していこうとい
う動きになっています。

ライドシェアについては自家用車活用事業ということで、今年4月から石狩市を含む
札幌交

通圏で始まっているところで、既存のタクシーを補完するような制度となっております。

自家用有償旅客運送制度についてもより使い勝手のいい制度にするために議論がされて見直しがされたところであります。

自家用有償旅客運送の運用改善について、まず、自家用有償旅客運送に係る交通空白地の目安の提示ということで、こちらは福祉有償運送とは違いますが、公共交通空白地の方になりますが、今まで夜間について示されていなかったが、終バスが終わった後も公共交通空白地ということで目安が提示されました。

次に、自家用有償旅客運送に係る運送の対価の目安の適正化ということで、これまでタクシー運賃の概ね2分の1の範囲内で行うように示されていましたが、昨今の原油高物価高の影響でタクシーの半分では厳しいとの話が出まして、タクシー運賃の約8割であれば対価として適正ではないかと示されました。

今年の1月11日に北海道運輸局から目安として「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安について」という事務連絡を出させていただいております。目安ですので必ずこの運賃にしなければならないわけではないです。こういったかたちで見直しがあったということをご理解いただければと思います。

次に、「株式会社が保有する自家用車の活用」及び「観光地において宿泊施設が保有する自家用車の活用」ということで、交通空白地有償運送の実施地域において、実施主体からの受託により株式会社が参画することは、サービスを充実させる観点から効果的であることから通達において明示されました。

次に、事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進ということで、こちらは令和2年から始まっている制度ではございますが、「運行管理」と「車両整備管理」しか認めていませんでしたが、「ノウハウ面の提供」についても認めることで、強化を図るものです。

次に、自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化ということで、更新のたびに協議会を開くのは負担が大きいとの声があり、今般の見直しの中で、一定の安全性が担保されている団体については書面協議に近いかたちで協議することができるようになりました。

次に、ダイナミックプライシングの導入ということで、忙しい時期と暇な時期で運賃に差をつけることができるようになりました。最終的には実費の総額の範囲内でなければならないことから、3ヶ月ごとに確認しながら調整していただくことになります。

次に、タクシーとの共同運営の仕組みの構築ということで、タクシーが不足していることもあり、タクシーと共同運営が可能であることが明記されました。

次に、地域公共交通会議の運営手法の見直しということで、こういった協議会にて、2か月程度協議しても結論に至らないケースもあります。そういった場合に首長の責任により判断できるということが明記されました。ただ、こちらを行うためには要綱等に明記する必要があります。

最後に、運送区域の設定の柔軟化ということで、従前から可能でしたが、サービスを充実させる観点から効果的であることから通達において明示されました。

以上です。今後も見直しがなされると思いますが、この協議会の場合などで情報提供させていた

だければと思います。ありがとうございました。

○ 富木会長

ただいま、経亀委員からご説明がありましたが、ご質問などございますか。

無ければ、その他、皆さまからございますでしょうか。

○ 事務局

次に更新申請を控えているのは「社会福祉法人 ノンノ」で、登録有効期限は令和7年3月31日となっております。近くになりましたら、ご案内しますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

5. 閉会

○ 富木会長

他にございませんか。

無ければ、以上で、本日の運営協議会を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。